

入札説明書

原子蛍光方式水銀分析計 1式

国立水俣病総合研究センター

はじめに

原子蛍光方式水銀分析計 1式の調達に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子

2 調達内容

(1) 件 名 原子蛍光方式水銀分析計 1式

(2) 特質等 別添仕様書による。

(3) 納入期限 平成24年3月26日

(4) 納入場所 熊本県水俣市浜4058-18 国立水俣病総合研究センター

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

イ 入札者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、設置費、保険料等納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 平成22・23・24年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の中で営業品目「精密機器類」又は「その他機器類」において、開札時までに「B」、「C」又は「D」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参

加資格を有する者であること。

- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 太田 一弘

電話 0966-63-3111 FAX 0966-61-1145

5 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成23年12月26日（月）14時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

(2) 入札書の提出方法

- ア、入札書は、(1)の日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成23年8月19日（金）12時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を提出すること。
- イ、書面により入札書を提出する場合は、(1)の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。
- ウ、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない

6 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申

込みをした者を落札者とすることがある。

8 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

イ 提出期限 平成23年12月19日（月）12時まで
(持参の場合は12時から13時を除く)

ロ 提出場所 4(1)の場所

ハ 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成23年12月20日（火）17時までにFAXにより行う。

9 競争参加資格確認関係書類

(1) 競争参加資格確認関係書類は、別添一に掲げるとおりとする。

(2) 競争参加資格確認関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。競争参加資格確認書類の作成に際して、別添一で指定している別紙様式の電子データが必要となる場合には4.(1)の連絡先に申し出ことにより電子データの提供を受けることができる。

(3) 支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認関係書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

(4) 受領した書類等は返却しない。

(5) 入札者は、提出した競争参加資格確認関係書類の引換え、一部もしくは全部差し替え及び再提出、変更又は取消しをすることができない。

(6) 競争参加資格確認関係書類の受領期限は、平成23年12月21日（水）12時とする。

(7) 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から競争参加資格確認等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(8) 入札参加資格審査結果の回答

平成23年12月22日（木）17時まで

なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

10 入札結果の公表

(1) 落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

(2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

環境省電子入札システムホームページアドレス <http://www.e-procurement.env.go.jp/>

ヘルプデスク 03-5348-4006

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4
(1) の場所に連絡すること。

○様式等

別紙 環境省入札心得

別添1 競争参加資格確認関係書類

別添2 契約書（案）

別添3 仕様書

(別紙)

環境省入札心得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものをお除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1) の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子入札システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿と記載）及び「平成23年12月26日開札〔原子蛍光方式水銀分析計 1式〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、

競争参加資格を証明する書類を入札説明書で指定する日時までに提出すること。

- (2) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。また、競争参加資格を証明する書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子入札システムの手順に応じて、入札説明書で指定する日時までに提出すること。

7. 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子入札システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

入札書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(復) 代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札

する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 原子蛍光方式水銀分析計 1式

2 入札金額 : 金額 円

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

様式 2

平成 年、月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、
紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：原子蛍光方式水銀分析計 1式
2. 電子入札システムでの参加ができない理由
(記入例)・電子入札システムで参加する手続が完了していないため

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名 印
代表者 氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 原子蛍光方式水銀分析計 1式の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名 印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

原子蛍光方式水銀分析計 1式の入札に関する一切の件

別添-1
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名 印

原子蛍光方式水銀分析計1式に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件につきまして、次のとおり提出します。

- ① 環境省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書(全省庁統一資格)の写
- ② 入札説明書に示す物品を納入できることを証明する書類(別紙様式)

(担当者)

所属部署:

氏 名:

TEL/FAX :

E-mail :

原子蛍光方式水銀分析計 1式 に係る機能証明

仕様書要件	回答		応札物品の性能、機能等 (性能・機能等を具体的に記入すること)
	要件を満たす	要件を満たさない	
(1) 原子蛍光方式水銀分析計本体			
1-1 測定原理が原子蛍光分析法であること。			
1-2 水銀に対する検出感度が1pg以下であること(1pg = 10-12 g)。			
1-3 キャリヤーガスにアルゴンを使用すること。			
1-4 励起波長が253.7nmであること。			
1-5 励起光源ランプの寿命が2,000時間以上であること。			
1-6 金アマルガム方式の水銀捕集管と加熱炉を有すること。			
1-7 水銀捕集管は、妨害成分を除去するために水銀蒸気捕集時の温度を160°C以上200°C以下で±5°Cで安定的に維持できること。また、捕集後の水銀蒸気を加熱脱着する温度は600°C~650°Cの範囲内であること。			
1-8 測定範囲が0~100,000 pg以上であること。			
1-9 0~1,000pg以上の範囲で検量線が直線性を有すること。			
1-10 RS-232C接続もしくはUSB接続端子を有し、(3)の制御用パソコンと接続できること。			
1-11 (2)のソフトウェアにより動作すること。			
1-12 アナログ出力端子を有し、クロマトパックに接続できること。また、その際に正常に動作すること。			
1-13 使用電源がAC100V 50/60Hzであること。			
(2) ソフトウェア			
2-1 (1)を正常に動作させること。			
2-2 OSがWindows XPであるPCにインストール可能であること。			
2-3 分析結果をMicrosoft Excelファイルに容易に変換できること。			
2-4 アナログ出力端子にペンレコーダーまたはクロマトパックを接続したときでも、ソフトウェアが正常に動作し、(1)の各部の温度、ガス流量等を適切に管理できること。			
(3) 機器の設置等その他の事項について			
3-1 (1)~(2)の機器を使用可能なように整備し、国水研担当者の指示に従い設置すること。			
3-2 (1)の機器の取扱説明書を2部提出すること。			
3-3 (1)の機器の動作確認に必要な標準付属品を納入すること。			
3-4 故障等のトラブル時には日本国内での対応が可能なメンテナンス体制を有すること。			

【作成上の注意事項】

- 回答欄には、仕様書の要件を満たす場合には「要件を満たす」欄に、満たさない場合は「要件を満たさない」欄にそれぞれ○印を記入すること。
- 本表はA4サイズにて作成すること。
- 「応札物品の性能・機能等」欄には仕様書の要件を満たす理由・内容を具体的な数値等により、具体的に記入し、必要に応じて応札物品のメーカー・型式等を記入すること。「仕様書のとおり」、「要件を満たす」などの回答は認めない。
- 応札物品に関する製品カタログ等がある場合には添付すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

記

契約件名 原子蛍光方式水銀分析計 1式

契約金額 金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）

〔消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。〕

契約保証金 免除

（納入場所及び期限）

第1条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 熊本県水俣市浜4058-18 国立水俣病総合研究センター

納入期限 平成24年3月26日

（納入検査）

第2条 乙は、現品を納入しようとするときは、あらかじめ希望検査日時、場所、品名、数量等の必要事項を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければならない。但し、乙にやむを得ない事情があつて立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人に替えることができる。

2 甲は、前項の通知があった日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 納入現品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであつて、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 前3項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第3条 納入現品の所有権は、甲が、前条の検査の結果、合格品と認め、検印を押印し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

（危険負担）

第4条 前条の所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

（不合格品引取）

第5条 乙は、第2条の規定による検査を受けた結果不合格となった場合は、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(遅滞料)

第6条 遅滞料は、納入期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納入分に相当する金額に対し、年5パーセントの割合で計算した額とする。

(納期の有償延期)

第7条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入期限までに現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特に事情がやむを得ないものと認めるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第8条 乙は、天変地変その他自己の責に帰し得ない事由によって納入期限までに現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に納入期限の延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。

(1) 第7条又は前条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げたとき、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第14条の規定に違反したとき。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙の責に帰する事由により損害を受けたときは、乙にその損害を賠償させることができる。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適當と認めた金額を賠償するものとする。

(契約金額の支払)

第11条 甲は、検査終了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し年3.1パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第13条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届けなければならない。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した内容を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(かし担保)

第15条 甲は、納品後1年以内に隠れたかしを発見したときは、乙に期限を指定して他の良品と引換えさせ、或いは修理させ又は損害賠償金として、甲乙協議のうえ決定した金額を支払わせることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第16条 この契約の履行に当たり、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 熊本県水俣市浜4058-18

氏 名 支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子

乙 住 所

氏 名

印

仕 様 書

1. 件 名 原子蛍光方式水銀分析計

本仕様書は、国立水俣病総合研究センターが調達する「原子蛍光方式水銀分析計」について規定する。

2. 数 量 1式

構成内訳

(1) 原子蛍光方式水銀分析計本体	1式
(2) ソフトウェア	1式

3. 研究内容

大気中水銀の化学形態別モニタリングを実施し、大気中においてごく微量にしか存在しないメチル水銀の化学反応過程を解明し、さらに土壤、水圈等への負荷の実態を明らかにする。

本装置は、水銀に対して高感度であり、大気中の微量水銀のモニタリングに使用する。

4. 仕様等

「原子蛍光方式水銀分析計」については、以下の仕様を満たす必要がある。

(1) 原子蛍光方式水銀分析計本体

- 1-1 測定原理が原子蛍光分析法であること。
- 1-2 水銀に対する検出感度が1pg以下であること($1\text{pg} = 10^{-12}\text{ g}$)。
- 1-3 キャリヤーガスにアルゴンを使用すること。
- 1-4 励起波長が253.7nmであること。
- 1-5 励起光源ランプの寿命が2,000時間以上であること。
- 1-6 金アマルガム方式の水銀捕集管と加熱炉を有すること。
- 1-7 水銀捕集管は、妨害成分を除去するために水銀蒸気捕集時の温度を160°C以上200°C以下で±5°Cで安定的に維持できること。また、捕集後の水銀蒸気を加熱脱着する温度は600°C~650°Cの範囲内であること。
- 1-8 測定範囲が0~100,000 pg以上であること。
- 1-9 0~1,000pg以上の範囲で検量線が直線性を有すること。
- 1-10 RS-232C接続もしくはUSB接続端子を有し、(3)の制御用パソコンと接続できること。
- 1-11 (2)のソフトウェアにより動作すること。
- 1-12 アナログ出力端子を有し、クロマトパックに接続できること。また、その際に正常に動作すること。
- 1-13 使用電源がAC100V 50/60Hzであること。

(2) ソフトウェア

- 2-1 (1)を正常に動作させること。
- 2-2 OSがWindows XPであるPCにインストール可能なこと。
- 2-3 分析結果をMicrosoft Excelファイルに容易に変換できること。
- 2-4 アナログ出力端子にペンレコーダーまたはクロマトパックを接続したときでも、ソフトウェアが正常に動作し、(1)の各部の温度、ガス流量等を適切に管理できること。

(3)機器の設置等その他の事項について

- 3-1 (1)～(2)の機器を使用可能なように整備し、国水研担当者の指示に従い設置すること。
- 3-2 (1)の機器の取扱説明書を2部提出すること。
- 3-3 (1)の機器の動作確認に必要な標準付属品を納入すること。
- 3-4 故障等のトラブル時には日本国内での対応が可能なメンテナンス体制を有すること。

5. 納入場所 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター 共同実習棟2階クリーンルーム本室

6. その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、国水研担当者と協議し、その指示に従うこと。

また、納入引き渡しが完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

以上

